

労働関係の基本施策に関する件

○田中委員長 これより会議を開きます。
内閣提出の労働組合法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

労働組合法の一部を改正する法律案

労働組合法の一部を改正する法律

労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第十一項中「一年」を「二年」に改め、同条第二十一項中「各七人又は五人」を「各十一人（東京都が設けるものに限る。）、各九人（大阪府が設けるものに限る。）」又は各七人若しくは五人に、「公益委員の数が七人の地方労働委員会」を「公益委員の数が十一人の地方労働委員会にあつてはその中の五人以上、公益委員の数が九人の地方労働委員会にあつてはその中の四人以上、公益委員の数が七人の地方労働委員会」に改める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（経過規定）

2 この法律の施行の際現に労働委員会の委員である者の任期については、この法律による改正後の労働組合法第十九条第十一項本文（同条第二十一項及び第二十二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 東京都及び大阪府が設ける地方労働委員会の委員の数は、それぞれ当該地方労働委員会においてこの法律の施行後初めて委員の任期の満了による新たな委員の任命が行なわれる日の前日までは、この法律による改正後の労働組合法第十九条第二十一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

理由

労働委員会の事務の円滑な遂行を期するため、労働委員会の委員の任期を延長するとともに、東京都及び大阪府が設ける地方労働委員会の委員の定数を増加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○田中委員長 提案理由の説明を聴取いたしました。小平労働大臣。

○小平労働大臣 労働組合法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

労働委員会の委員の任期は、現行の労働組合法において一年とされておりますが、これは他の行政委員会の委員の任期に比して短かく、また公共企業体等労働委員会の委員の任期がすでに二年とされていることにかんがみ、これを二年とすることとし、さらに、地方労働委員会の委員の定数は、現行の労働組合法上、労、使、公益各側委員それぞれ七人または五人のうち政令で定める数と定められておりますが、東京都及び大阪府の地方労働委員会については、その事務量の増加等にかんがみ、その定数を増加することとし、もって労働委員会の事務の円滑な遂行を期することとした次第であります。

以下、本法律案の概要について御説明申し上げます。

まず第一に、現行の労働組合法第十九条第十一項は、委員の任期を一年と定めておりますが、これを二年とすることとしたしております。

第二に、現行の労働組合法第十九条第二十一項は、地方労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各七人または五人のうち政令で定める数のものをもって組織することとしており、現在、東京都、大阪府等七つの都道府県の地方労働委員会が各七人の委員をもって組織されているのであります。そのうち東京都及び大阪府の地方労働委員会に限って、それぞれ、各十一人及び各九人の委員をもって組織することとしたしております。

ます。なお、現行の労働組合法第十九条第二十一項は、地方労働委員会の公益委員のうち同一の政党に属する者の員数を制限いたしておりますが、東京都及び大阪府の地方労働委員会の委員の定数を増加することに伴い、所要の整備をいたしております。

第三に、経過措置をいたしまして、これらの改正規定は、いずれも、この法律の施行後任命される次期委員から適用することとしたしております。

以上が労働組合法の一部を改正する法律案を提案するに至った理由及びその概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○田中委員長 労働関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。渋谷修蔵君。

○渋谷委員 この前の労働大臣の所信表明をよく聞いておりましたが、この所信表明の中に出ております雇用対策について若干お伺いしたいと思うのであります。

この中には「労働力過剰から労働力不足へと移行しつつあります。」というのが一つ。さらに、「その過程における雇用の停滞」ということが出てまいりまして、大臣自身が「複雑な様相を示しております。」というのを言われている。これは、確かに現在の労働力の雇用というものは複雑な様相を呈しておりますが、この労働力過剰から労働力不足へと移行しつつあるという実態、さらにその過程における雇用の停滞という実態、これをいさ少し詳しく次官から、大臣にかわって御答弁をお願いしたいと思います。

○天野政府委員 具体的な数字の問題に入ると思いますが、以上局長から答弁させていただきます。

○渋谷委員 数字のことはあとでよろしいのでございませうけれども、この複雑な様相ということ、具体的にどのような複雑な様相を呈しておるか、

次官から、数字を離れてひとつお話しを願いたいと思ひます。

○天野政府委員 複雑な様相を呈しているという、その内容について、やはり流れを十二分にわかるように、具体的に説明しなければいかぬと思ひますので、その点、事務局から御説明いたさせていただきます。

○渋谷委員 あとで事務局から十分伺ひますけれども、まず大臣としての、この複雑な様相の内容をどう把握しているのか、ひとつ次官がかわって御答弁願ひたい。もしおわかりにならないければ、おわかりにならないというのをはつきり言つていただきます。あとで大臣が出た場合に直接大臣からお伺ひいたします。

○天野政府委員 雇用問題については、当面景気の停滞に伴ひまして、雇用は伸び悩みの状態にあり、中高年齢者の就職問題並びに転職問題が生じているのが、長期的に見ますと、新規労働力の供給が減少に転じ、基調としては労働力不足に移行することにも、他面、産業構造の進展等により、技能労働力の要請、確保、職業転換の必要性が増大することが予想されているわけでございます。

○渋谷委員 そこで、その過程における雇用の停滞はどのようなふうにあつておられますか。いまの労働力の不足はわかりましたが、過程における雇用の停滞。これは事務局の方にはあとで御聞きいたします。過程における雇用の停滞は、数字はあつて聞きますが、数字は大体わかっているのだ。わかっていますが、過程における雇用の停滞はどのように生じたかという、この原因。その過程というのは一体何をさすかというところ、そういうことをお聞きしたいのです。現象じやないのです。現象ではなくて、その過程における雇用の起つた理由、その見通し等についてお聞きしたい。

○田中委員長 ちょっと速記をとめてください。（速記中止）

○田中委員長 速記を始めてください。

○天野政府委員 ただいま申し上げましたように、景気の停滞に伴ひましてそういう現象が起き

ているわけでございますので、その点御了承願います。

○淡谷委員 景気の下降によって雇用の停滞が起きた、このようにお答えになる。はい、わかりました。

それじゃひとつ事務当局にお聞きしますが、労働力の不足といってもいろいろな種類があると思う。たとえば、高年齢労働者の労働力、それから同じ若年層の労働力でも、中学卒業、高等学校卒業、あるいは大学卒業でこれは違うと思います。さらにまた、男子労働者と女子労働者との間にも違いがある。それから産業の面におきまして、最近では特に農村における労働力の不足が非常に問題になっております。特に農業の構造は次第に協業化しまして、準農業労働者というものが相当出てきているのであります。これを全部一からげにしまして、労働力の不足だとか、あるいは労働力過剰とかいってもちよつと見当がつかまへんから、今度はひとつ、先ほどからいろいろお申し出のありました事務当局から数字について、じっくりその点を御説明願いたいと思うのであります。

○有馬政府委員 ただいま先生から御指摘がございましたように、基調として、労働力の不足基調へ移行しつつある、現在は景気の停滞に伴って雇用の停滞をしており、こういう概括的なお話がございまして、これを分析いたしますと、いろいろと労働力の種類によって需給の關係が大きく違っております。

御承知のように、学卒は、中学校、高校を通じて、昨年は三、四倍くらいは求人倍率でございましたが、これは、それが新規の採用手控え等に伴ひまして、求人が大幅に減りました。たとえば、中学生で三割から四割方求人が減っております。それから、高校生で二割見当求人が減っております。こういうふうな情勢を判断いたしましたとして、倍率も、中学が三倍、高校が二倍というふうな、ことしの三月卒業の学卒については、従来の求人倍率が若干緩和をいたしております。しかしながら、これは、ことしの三月の卒業生が、中学、

高校合わせますと、供給量としては最大の供給量になる年でございますので、倍率が若干下がったといたしまして、今後の見通しとしましては、若年層はますます需給の關係が逼迫してくる、こういう見通しがなされるわけでありまして。

大学につきましては、やや事情を異にいたしました。昨年度まで順調に大学卒の就職問題は推移してきたのでございますが、ことしの三月の卒業予定者につきましては、やはり不況に伴って、大手筋を中心とする採用手控えが相当強く出てまいりました。したがって、従来、昨年度までのような大學生の売れ行きというふうなわけにはまいりません。昨年度の夏以来、私も文部省、学校当局に協力をいたしまして、大學生の就職あつせん、雇用の促進といふことに全力を尽くしてまいりました。でございますが、これは三月末現在で、従来の就職率でございますが、これは九二、三〇程度を確保できるかどうか、この点は非常に疑問を持っております。特に短大、それから四年制大学の女子の學生については、就職が非常に困難なようでございます。なお一月近く卒業までにございまして、私どもの安定機関も奮勵をいたしまして、大学卒についても、さらに一段と就職の確保を期するように努力してまいりたいと思っております。

それから一般の技能労働者でございますが、これは毎年労働省で調査をいたしておりますが、不況下において雇用の停滞が著しく、昨年二月の調査によりますと、百八十万人の技能労働者が依然として不足しておる。要するに、現場の労働者が不足しておるといふ事態でございます。

それから、御指摘のように、農業の基幹労働力は、あと幾き——後継者が漸次減つてまいりまして、基幹労働力が不足しがちになっておる、こういう実態がございまして、この反面、石炭の離職者等に見られますように、主として中高年の離職者、失業者については就職が依然として困難である、特にこういう不況のもとにおいては、中高年の求人倍率といふものは、就職倍率はさらに一段と

悪化しておる、こういう実態でございますので、全体として不足基調に移行しつつあるとはいふものの、中高年の問題は、依然として需給がアンバランスで、その間の就職の促進措置がどうしてもこれからは必要になってくる、こういうふうに情勢判断をいたしておるわけでございます。

○淡谷委員 ここに四十一年度の二月の「労働時報」がありまして、これの職業安定局で出された「雇用政策の今後の方向」を見ますと、いまの御説明とは若干違ふようなことが書いてあるのです。すなわち、若年労働力、特に「本年三月の中学卒業生に対する求人倍率は、就職希望者の減少もあつて四〇年三月卒（同三・七倍）の場合よりも上回ることも予想される。」いまの御説明では、ずっと減つていられるような御説明なんです、職業安定局から出された分析とこれとの相違は、一体どういふように扱つたらよろしいんですか。

○有馬政府委員 四十年三月と四十一年三月の見込みと比較をいたしますと、先ほど私が申しましたとおり、この三月の卒業予定者についての求人倍率は、昨年より中学、高校ともに下がっております。

○淡谷委員 ところが、これには上回る見込みと書いてあるのです。上回るというところは、下がるといふことではないのです。これをこらんなさい。

○有馬政府委員 この「労働時報」の数字は、昨年の十月末現在の数字見込みを中心にしたもので、分析をした資料だと思ひますが、私どもは、最近の一月末現在で見込み調査を行なつた最近のデータがございまして、それにありますと、先ほど申しましたように、求人が相当大幅に減りまして、その關係で、倍率は、昨年の三月の倍率を下回っております。これが一番確実な予想でございます。

○淡谷委員 非常に正直に言つてくだされたので、了解しますが、少なくとも十二月の見通しといふことは、はつきり言つて、予想が違つたといふことですね。これは職業安定局と名前を打つて、しかも、一番最近に出た四十一年度の二月の雑誌ですから、これは見込み違いであつたということになれば、この記事が誤つておつたんだということにとつてよろしいですね。確認しておきます。

○有馬政府委員 御指摘のようないふことに相なるわけですが、その記事も、「上回ることも予想される。」といふふうに書いてあつて、ちよつとその辺が書き方があいまいだと思ひますが、確かに、十月現在の見込みと一月末現在とは若干倍率が違つております。その記事は、そういう意味では不正確であつたと思ひます。

○淡谷委員 経済の見通しでも、総理大臣が見通しを誤ることがあるんですから、安定局が雇用の見通しを誤つてもしかたがないと思ひます。

そこで、お聞きしたいのは、中学卒の労働力の需要はやはり高い。この中学卒の労働力が今後急速に減少するといふ見通しですね。この見通しに誤りがなければ、需給が非常に狂ひます。求人面では、中学卒業生が非常に多い。見通しとしては、中学卒業生が今後急速に減退する。この見通しが、幸いに誤ればけつてよろしいですが、誤らない場合には、雇用状態が非常に悪化する、こう思ふのですが、その点はいかがでございますか。

○有馬政府委員 これは私どもの推定は誤りがなかつたと思ひます。なぜならば、出生率が世界一低くなつておりますし、進学率が非常に高まつてまいりますので、この見通しは間違いないと思ひます。

○淡谷委員 非常に不幸な見通しになるわけですが、そこで、中学卒業生の進学率が高まるというところは労働力の需要とは逆な方向ですね。これはいろいろ文部当局にもいつかお聞きしてみたいのですけれども、そうしますと労働需給としてはどういふことになりませんか。また国の方針としてはこれよりどういふかどうですか。この労働力の需要状況を中学卒業生から高校卒業生もしくは大学卒業生に持つていくのか、あるいはいふと中学卒の労働力の需要に對応するやうな体制をとられるのか、労働者として教育問題と関連してどういふお考えを持つか、これは大臣の答弁が必要だと思ひますので、次官からひとつお聞きしたいと思ひ

ます。

○天野政府委員 ただいま局長が申し上げましたように、出生率が減退しておると同時に進学率が非常に高いので、そういう点からいって、今年度も文部省は大学の急増対策で約四万人の増募をいたすというふうな状態からいって、先ほどの説明のようには、今年度三月に卒業する大学の卒業生すらも相当失業が出るという状態にあるにもかかわらずまだ増募をするというので、私たち労働省としては急増対策に一応反対の意思表示を——私個人であります文部省にいたしたわけでございまして、なかなかこれを受け入れられないので、ついやむを得ず今年度も予算化しつつあるようでありま。いま先生のおっしゃる通りに、中学校卒業生のいわゆる技能労働力の基本をなす労働力は将来大きく減退してまいります。要するに、私たちの統計からいっても、これから数年後における大学を卒業して就職する数よりも中学校を出て就職する者が非常に少なくなるという状態で、いわゆる技能労働力を確保する面からいって、日本の労働行政という問題はひとつ大きく転換をする段階にきておると私は考えておりまして、よりより省内では現在どういう方向に持っていくかということと話を進めている状態でございまして、その点御了承願えたいへんけつこうだと思ひます。

て私たちもわらじをはいて話し合いをしたのであります。大学を卒業した者よりは要するに年少労働者の中学卒業生のほうを大歓迎するという状態でございまして、そういう点で現在のままの日本の教育行政の実態で進んだのでは、いわゆる産業界の要望する労働力の需給関係は非常にむずかしくなってくる。そういう点はいない事実ではないかと考えるのでありまして、こういう点や、はり政府当局といたしましてもホワイトカラーだけを奨励するということもホワイターカラーだ教育方針を持っていくように努力をすべきではないかという考え方をいたしまして、この問題についても部内では現在話を前向きに進めておるといふような状態でございまして。

○渋谷委員 はつきりお聞きいたしますが、現在の文部省の教育方針と労働省の求める労働行政における教育方針とははつきり矛盾しておるようには聞き取れませんが、その理解してかまいませんか。

○天野政府委員 それは非常にデリケートなことでございますから、私個人で発言するのならば幾らでも発言できるのであります。立場が立場でございまして、現在の労働省の方針、今後の方針というものを局長から答弁させることで、ひとつその点御了承願っておきたいと思ひます。

○有馬政府委員 進学率が高校の場合も大学の場合もいづれも高まってくる。これは世界的な風潮でございます。また、あわれわれの立場から考えますと、特にブルーカラーの給源として考えますと、学歴程度が高くなるということは非常にゆゆしい問題でございまして、この世界的な傾向に正面からさかからうというわけにはいかないと思ひます。したがって、それらの学歴程度の高い良質の労働力をどうやって産業界でうまく使いこなすかという観点からいって必要になってくるかと考えます。しかし、実際の産業界、雇用主側の実情をながめてみますと、いま御指摘のあったような学歴水準の高度化に伴って受け入れ側の態勢が十分準備されていない、こういうギャップがござい

○渋谷委員 いずれにしても、雇用政策の前途には国全体として非常な隘路がある、こう考えてよろしいと思ひますが、この求人側のほうからいう隘路ですね、これは一体どうなっているのですか。この隘路も二つあります。たとえば求職者の側の隘路もあるでしょう。学校は大学を出たい。だが求人の方は中学卒業者がほしい。求人側で大学卒業者が余り、中・高年労働者が余っているのに、中学卒業者に殺到していくというこの原因は一体どこにあるのですか、ひとつ次官の御答弁をお願いしたいと思います。

○天野政府委員 求人者側のほうの考え方も、実は今年度の大学卒業生の就職あつせんに関しまし

ますので、私どもとしましては、求人側に対しては供給構造の将来というものをよく見通して、それに対応できるような受け入れ態勢を至急確立するようにならうと指導をしております。一番重点は、やはり中学から現場の労働者になっておった者が、今後は高校が労働力供給の大宗を占めるということになりますので、高校卒をうまく現場作業員として使いこなせるように、これは労働条件の問題ももちろんございまして、あらゆる面から見て十分使いこなせるように求人側を積極的に指導してまいりたい、かように考えております。

○渋谷委員 これはもう一べん次官にお聞きしたいのですが、確かに人間としては大学を卒業したほうが一番よろしい、そうあるべきなんです。ただし、求人側は大学卒業者を希望しない、ここに根本的な一つの矛盾があると思ひます。求人側が大学卒業者を希望しない中で卒を希望するといふのは、第一には賃金が安いことではないですか。やはり最近の産業状況を見ますと、高度な技能も必要でございまして、非常に労働が単純化されておる。これは合理化するに従ってあまり熟練を要しないような労働者がたくさん使われることは、理想から申しますと大学を卒業した者が工員にもなり、あるいは農業労働にも従事する、これが一番正しいのですが、現実の日本はまだまだそこまですていない。同時にだんだん知識が、社会の状態もわかっていますと非常に求人側では使にくいといふことを言うのですが、この使にくいといふことばの中に、逆に求人側のほうに改善すべき点があるだろうと思ひます。局長も確かにそう言っておられたが、次官はどうなんでしょう。労働の需給についてさまざまな手を打つと同時に、産業資本の側について雇用条件を思い切つて是正していくといふところに雇用需給の本来的姿をあらわしていくというふうな構想がおありかどうか、その点をまず大臣答弁としてお聞きしたい。

【委員長退席、渋谷委員長代理着席】

○天野政府委員 私だけの考えを申し上げます、これは通らないでしょうが、その点は大学を出

て就職されることがほんとうに望ましいかどうかというところにも問題があると思ひます。ともかくも現在の日本の労働力の最も不足している点は技能労働力でございます。技能労働力を仕上げるために、要するに純粋な良質の技能労働力を仕上げるためには、やはり若年労働力をこのほうに向けるという形が一番望ましいのではないかと。ともかくも二十五、六歳以上の、精神的にも肉体的にも固まってきたら、そういうほうに、技能労働力のほうに向けるということとは、はたして良質の労働力になるかどうかということも問題があるかと思ひますが、私はそういう意味でなしに、純粋な意味で、つまりばな労働力、技能労働力を確保するために中卒、少なくとも高等学校卒業程度で、そのほうから技能労働力を確保するといふ形に国の施策を大きく向ける必要があるのではないかと。感じを強く持つておる一人でございます。ただいま先生のおっしゃいましたように、賃金の問題も相当あると思ひます。中学を出たよりも高等学校を出たよりも、大学を出た者が高いということは、これは現在の日本の客観的な、要するに産業界における大きな流れでございまして、この根本的なものを打破するといふ考え方、要するに大学を出ても高等学校を出ても、中学校を出た者でも、相当の年数を経て大学を出た者と同じく力の方向に持っていくかなければ、現在の日本の技能労働力は確保できないのじゃないかという感じをいたしております。ある職場では、会社の社員の履歴書を全部焼却したという会社が現在あるそうでございますが、現在の日本のすべての事業所では、中学校を出た者、高等学校を出た者、大学を出た者というふうには、全部マル大、マル高、マル中というしるしをつけまして、終始一貫、高等学校を出た者が大学を出た者を、どんなに技術がよくても追い抜けないというふうな状態になっておるようには承知しておるものでございまして、そういう点を大きく是正するといふ形でなければ、良質な、日本の産業界で最も必要とする技能労働力と

て就職されることがほんとうに望ましいかどうかというところにも問題があると思ひます。ともかくも現在の日本の労働力の最も不足している点は技能労働力でございます。技能労働力を仕上げるために、要するに純粋な良質の技能労働力を仕上げるためには、やはり若年労働力をこのほうに向けるという形が一番望ましいのではないかと。ともかくも二十五、六歳以上の、精神的にも肉体的にも固まってきたら、そういうほうに、技能労働力のほうに向けるということとは、はたして良質の労働力になるかどうかということも問題があるかと思ひますが、私はそういう意味でなしに、純粋な意味で、つまりばな労働力、技能労働力を確保するために中卒、少なくとも高等学校卒業程度で、そのほうから技能労働力を確保するといふ形に国の施策を大きく向ける必要があるのではないかと。感じを強く持つておる一人でございます。ただいま先生のおっしゃいましたように、賃金の問題も相当あると思ひます。中学を出たよりも高等学校を出たよりも、大学を出た者が高いということは、これは現在の日本の客観的な、要するに産業界における大きな流れでございまして、この根本的なものを打破するといふ考え方、要するに大学を出ても高等学校を出ても、中学校を出た者でも、相当の年数を経て大学を出た者と同じく力の方向に持っていくかなければ、現在の日本の技能労働力は確保できないのじゃないかという感じをいたしております。ある職場では、会社の社員の履歴書を全部焼却したという会社が現在あるそうでございますが、現在の日本のすべての事業所では、中学校を出た者、高等学校を出た者、大学を出た者というふうには、全部マル大、マル高、マル中というしるしをつけまして、終始一貫、高等学校を出た者が大学を出た者を、どんなに技術がよくても追い抜けないというふうな状態になっておるようには承知しておるものでございまして、そういう点を大きく是正するといふ形でなければ、良質な、日本の産業界で最も必要とする技能労働力と

いうものを確保するということは、困難でないかというふうには私は考えております。そういう点で、大学を出た者を受け入れる受け入れ側、いわゆる資本者側においても、相当施策の面で転換をすれば、大学を出た労働力でも相当確保できるのではないかと先生の御発言でございしますが、その点も私はあると承知いたしております。

○淡谷委員 同じ求職側の姿勢の問題ですが、男子労働力と女子労働力との推移、どう変わってきているか、これはひとつ局長から数字的に詳しく御説明願いたいと思います。

○有馬政府委員 非常に数字的にはむずかしい問題でございますが、中卒、高卒については、御承知のように男子についても女子についても、職場はあるいは職種はそれぞれ違いますが、職場は求人倍率、就職の状況等は、大体男女にそう大きな差はないというところでございします。ただ大学になりますと、男子の大卒と女子の場合とは、相当就職の状況も、さらに初任給も若干違っております。職場も必ずしも男子と同じような職種に全部開放されておるといことは事実上ありません。大学の場合には男子と女子とが多少違っておりますが、中学、高校の場合は、少なくとも学卒者として就職する場合には、男子も女子もそう大きな差はない、かように考えております。

○淡谷委員 これは誤解を受けないように初めから断わっておきますけれども、私はやはり日本の雇用者側の労働者に対する基本的な姿勢の問題だと思ひますが、ただ計算的に得か損かということとで簡単に割り出しますと、非常に女子労働力を阻害する傾向が出てくるのです。国民の半数を占めていて、あるいは半数以上を占めている女性が、労働界においてどうい位置を占めているかということが非常に大きな問題なんです。放任しておきますと、女子労働力が随時職場から駆逐される傾向が出てきておるとは事実であります。あるいは生理休暇の問題とか、産前産後の休暇の問題とか、あるいは夜間労働の問題とか、さまざまな女子としてのハンディキャップがございしますので、これは企業

業採算の上から申しますと、随時職場から締め出されるという傾向があらわれているように私は思ふのです。これは大臣、どうおとりになつておりますか。

○天野政府委員 現在までのデータでは、それほど、先生のおっしゃるほどのものがないように思ひますが、今年度のいわゆる大学の卒業生の就職難というものに伴ひまして、女子のほうが就職難が大いというところは事実でございしますし、肉体的な点から考えても、女性という立場から考えても、要するに使用者側としては先生のおっしゃるような考え方をもちになられる点も相当あるように承知しておりますが、しかし、そこは現在のうちに労働力が非常に不足してまいっている状態でありまして、できるだけ指導いたしまして、そういう点をカバーできるように処置をしようというふうに考えております。

○淡谷委員 詳しいデータはないと思いますが、こういう重要問題についてデータがないということはおかしいじゃないですか。さつきから大臣は、しばしば局長から数字をあげて説明しなければ説明がつかぬというのですが、この女子労働力と男子労働力との重要な問題についてデータがないということはおかしいじゃないですか。

○有馬政府委員 学校程度別に申し上げますと、中学校の場合には、たとえば、四十年三月の初任給と比較いたしますと、女子のほうが男子よりも若干高くなつております。女子の場合には一万三千三百四十円、若干女子のほうがよくなつております。それから、高校にまいりますと、これが逆転いたしまして、男子のほうが高いわけですが、男子は一万六千四百三十円、女子は一万五千六百七十円でございます。ところが大学へまいりますと、男子は二万二千九百八十円でございますが、女子は二万一千七百四十円、若干差が出てまいっております。さらにことしの三月卒業する大学の場合の就職の決定率を女子学生と男子学生と比較いたしますと、四年制の大学におきましては、一

月十五日現在で、男子の場合は八六・九％就職内定をいたしておりますが、女子の場合は五九・六％で、相当男子の就職率を下回つております。さらに短期大学で見ますと、男子は七二・八％の内定率でございしますが、女子は四六・九％というふうに五〇％を割つておる状態でございます。学歴程度が高くなればなるほど女子が分が悪いというところは、ある程度いえるのではないかと思います。

○淡谷委員 これは一がいに労働条件とだけいえますが、日本の結婚制度とか家庭生活の面からいいますと、女子は結婚したときは家庭に引込むという習慣がございしますから、これはいろいろあるでしようけれども、業種別に、男子労働者と女子労働者を希望するものがある。女子労働者でなければどうしてもだめだという業種と、また男性でなければどうにもならないという業種別のものであると思ふのですが、女子の就職状況を大体データをあげてお示しを願ひたい。

○有馬政府委員 職種別の男子、女子別の就職の状況の資料は、私もいま持つておりませんので、私どもの各種の資料からそれが全部集計できるかどうかちよつと疑問でございしますが、できるだけ御要望に応ずる資料を整備して後刻出さしていただきますと思ひます。

○淡谷委員 サービス業における男子、女子のデータはできていませんか。サービス業だけでけつこうです。

○有馬政府委員 これもせつかくでございしますが、手元にデータを持つておりませんので、後刻調べて提出させていただきますと思ひます。

○淡谷委員 これは伊藤委員のほうからたいへん御支持を受けると思ひますけれども、非常に日本の労働行政の上では、女子労働者の受け取り方が不完全であると思ひます。女子を男子と同じ職場で働かせ、男子の条件で働かせようというところに雇用者側も誤りをおかしていると思ふのです。やはり女子労働者でなければならぬ職種というものはあるはずで、この女子労働者でなければならぬという職種の種類をあげていただきたいと思います。

思ふのです。

○有馬政府委員 非常にむずかしい御質問でございしますが、私も常識的に考えておりますのは、女子の中学卒の場合には、縦関係あるいは軽電機部門のいわゆる女子向けの職種ということに重点がなつておるのでございしますが、そのほかには看護婦さんをはじめ女子でなければならぬ職種が相当ございします。私も御指摘のように女子の職場を確保し育てていくという観点から、もう少し女子でなければならぬ職種、職場というものを検討させていただきまして、またこれも後刻資料として出さしていただきたいと思います。

〔遊谷委員代理退席、委員長着席〕

○淡谷委員 さつきも大臣のほうから御答弁を願つたのですけれども、将来の雇用状態の見通しでは、労働力不足ということが大体出てまいります。これは勢い女子労働力というものは半数を占めるものとして重要視しなければならぬ。この場合に、これは理想的にいえば、女子特有の職場があるでしよう。これはそれを使つていくようにです。しかし、同じ職場で同じ条件で働くためには、女性としての若干の開きがあると思ふ。この開きをなくするのを、ただ雇い主だけに負担させて解決がつくかというのを、残念ながら現在の産業資本家というものはあくまでも資本主義の利潤追求の上に立ちますから、なかなかやらないと思ふ。国家がその職場における女子労働者の休暇の問題その他についての格差を埋めてやるというふうな意思をお持ちかどうか。個人産業家の手にだけまかしておくと、労働行政として国家がこれに一つの保障を与える政策的な投資をしてそのアンバランスを防いでいくという方向をお持ちかどうか。これはひとつ大臣の御所見を承りたい。

○天野政府委員 ただいまの淡谷先生の御質問、ごもっともだと思ひます。労働力が不足してなかなか容易でないという段階に至るまでにその労働力の不足をどうしてカバーするかという政策を展開する必要があると思ひますが、いま先生の御質問がございましたように、女子専門、女子でなけ

ればならないという仕事以外のもので、男子ととも同じ条件で働かなければならないという職場も数多くあるわけでもございまして、現在そういう方向につきましても、いま先生がおっしゃるような扱いを雇用者側ではいたしてはならないと思うのですが、万が一そうしたものが出てくるような場合には、政府としても善処する必要もあらうと思ひますし、労働力を確保するという面からも、前向きでその点も調査研究する必要があると思ひます。

○淡谷委員 基準局長にちょっとお聞きしたい。いま大臣に答弁をお願いしたのですが、男子と女子とが同じ職場で働く場合に、たとえば女子の場合は産前産後の休暇だとか、あるいは生理休暇だとか、その他夜間労働の禁止だとか、さまざまな制約があるはずで、これに対して、現在の基準法に従つても、雇用主に義務を課しているはずなんです。その点について、大臣とは若干語が違ふようですけれども、確かに雇用主のほうで負担している面があるように私は思うのです。たとえば、生理休暇の間の給与だとか、産前産後の休業期間の費用だとかいうものは大体雇用主の負担でしよ。その点をひとつ……。

○村上(茂)政府委員 たとえば、淡谷先生御指摘のように、労働基準法上も、女子については休日であるとか、深夜業であるとか、いろいろな制限がございまして、特に休暇につきましても、産前産後の休業といった問題がございまして、有給であるかといふ点につきましても、有給休暇といたしては年次有給休暇だけでございまして、産前産後の休業が有給であるかといふ点については、法律には有給とはされておられません。しかしながら、労働協約その他によりまして産前産後の休業の期間中一部有給といったような取りきめをしていく場合もございまして、しかし、基準法上は無給でございまして、そういうことでございまして。○淡谷委員 そこにちょっと矛盾があるのです。基準法の上では産前産後の休暇を与え、生理休暇を与えるというところはきまつている。与える場合

は、負担しなければ女子労働者としては、雇用関係において給料が安くなる。それから与えている場合は、賃金の資本効率の上から見るとマイナスになる。これは確かに実情としては与えている職場と与えていない職場とある。基準法は休暇を規定しておきながら、これに対して国が保障しないというところは少し徹底を欠くと思うのです。その点についてひとつ質問したわけなんです。

○村上(茂)政府委員 立法論としてはいろいろ御意見があるところであらうと思ひます。女子に特有な休暇といたしましては、御承知のように生理休暇という制度があるわけでもございまして、産前産後の休業、生理休暇、ともに「その者を就業させてはならない」という文言になっておりまして、就業をさせないという義務を課しておるだけでございまして、労働をさせる場合に賃金を払ふべきかどうかという問題になります。また別の角度からの検討を要するかと思ひます。たとえば、産前産後の休業といたつたような問題は女子労働者の生理的な問題として扱ふか、あるいは産めよやせよといったような見地から、人口政策的な観点から評価するのかわ、いろいろな評価の観点を異にするかによりまして、これを有給とし、国が負担することによりまして、これを有給とし、国が負担するのかわといふ点については見解の分かれるところであらうと存じますけれども、いろいろな立法例を見ましても、有給といふ点につきましても、産前産後の休業について一定の金円を支給するのかわといふ点についてはいろいろ問題があるところであらうといふふうに存じておる次第であります。

○淡谷委員 これは一つの人権問題だと私は思うのです。つまり婦人が婦人としての生理上の休みをとられなければならないというのは、これは女性の罪じゃない。業でもないわけですね。したがって、この間、基準法によつて、労働をさせてはならないといふことがきめられれば、基準法に従つておそれる労働させませんよ。その場合、出てくる現象といふのは、無理をして休まないで働くか、あるいは労働協約等によつてその休んで

おる間の賃金を取るか、こういうことになつてくるのです。雇用主のほうから言へば、自然そういうやつかい女子労働力は職場から締め出そう、こういう傾向を生ずるのは当然じゃないですか。その基準法と雇用主の企業採算と人権を守るという立場の国家理想と、この矛盾を一体どう解決するかといふことはやはり大臣の思惑にあると思ひます。その点についての所見を聞きたい。

○村上(茂)政府委員 確かに女性に特有な生理現象ではございまして、しかしながら、生理現象とはいひながらも、個人差がかなりあるようでもございまして、したがって、産前産後の休業にいたしまして、その産前産後の六週間まるまる使用者が休業させるといふたてまえにはなつておりませんので、女子の個人差がございまして、請求した場合においてその者を就業させてはならないといひ、女子ではあつても個人差がありまするがゆえに、請求があつた場合に休暇を与えるという立場をとつておる。これは生理休暇の場合も同様でございまして、生理休暇についても個人差があるといひたつたような問題があるわけでもございまして、「女子が生理休暇を請求したときは、その者を就業させてはならない」といふふうになつておるわけでもございまして、その休む期間中賃金を与えるかといふ点の問題を考へます前に、頭から休業させるのだといふのじゃないので、やはり請求があつた場合に個人差も加味いたしまして請求によつて休暇を与える、こういうたてまえをとつておりますので、先生の御指摘の点、確かに女性の生理に特有な制度でございまして、なおかつ請求者の意思が働くといふ面におきまして、どのように扱ふのが適當であらうか、かりに立法的な立場から考へますと、いろいろ議論のあるところであるといふふうに考へます。

○淡谷委員 これはいろいろ議論があると思ひますが、いずれ大臣が出席されました場合に尋ねますけれども、生理休暇と産前産後の休業の場合とは一緒にできないのです。生理休暇の場合は結婚してもしなくともある。それからこれに対する対策

もいろいろ進歩しているようでありまするから、あまり気にしないで働く人もあるようであります。けれども、生活が非常に苦しくなつたり不景氣になつたりしますと、職場から締め出されたいためにかなり無理をする。また雇用者もこれは明らかに女子労働者、特に結婚した女子労働者を職場から締め出す。これは教員労働者もそうなんです。大きなおなかをして教壇に立つことはつらいのはむろんのことですが、また何か校長のほうから言わせますと、女の先生は休まれるので困るということも言つてゐる。こういうふうな男子と女子との間における違いを労働政策上取り上げる必要があると思ひます。いまのような基準局長の答弁ですけれども、これはほうつておきますと女子自身が非常に無理をします。問題点としてひとつ残しておくのはかまいませんけれども、その問題をすみやかに善処するような労働政策を立てていただきたい。これもひとつ大臣から御答弁をお願いしたいと思ひます。

○村上(茂)政府委員 淡谷先生御質問の点は、非常に幅広い角度から検討を要する問題ではなからうかと存する次第でございまして、すなわち、個々の使用者と個々の労働者との間の個別労働契約上の問題として扱ふか、そうではなくて、労働関係の場というものをこえた、もっと広い社会的な立場から、そういった女子特有な生理を把握いたしまして、社会的な立場から、いわゆる母性保護の見地から特段の措置を講ずる、こういう問題の把握といふこともあり得るかと思ひます。そういう点については国際的にいろいろな考え方が出されております。労働者であることのゆえをもつて保護するといふよりも、むしろ母性保護といふ見地からのいろいろな社会政策的な立場からの御意見があるようでもございまして、そういう点に私ども存じておりますので、その点だけを申し上げさせていただきますと思ひます。

○淡谷委員 やはり基準局長の答弁では困るんじゃないですか。幅広い質問ですから、やはり大臣

答弁が必要である。特に、いまの話でもわかりやすく、労働行政だけでは片づかないものがある。しかし労働大臣は労働大臣であるとともに、閣僚の一員ですから、全般的な人権問題として、女性の立場からさらに一そうの御検討をお願いしたいと思います。

さらに、同じようなケースですが、中・高年齢の労働問題です。これはもう明らかに若年労働力の需要がふえていると同じように、中・高年齢労働者の需要もふえているように私は思うが、これは何か局長、データが出ておりませんか。中・高年齢の就職状況、特に関連して申し上げたいのは、何歳ぐらいから失業者がふえているかというような問題です。これは中・高年齢の基準の問題ですがね。

○有馬政府委員 年齢別の求職倍率で申し上げるのが一番よろしいかと思いますが、それによりまして、五十歳以上をとってみますと、三十五年当時には求職倍率が一・五二でございまして、これは一人の求人に対して五十歳以上の求職者が一・五二人押しかける、こういう要するに就職難でございまして、これが漸次高度成長に伴って雇用事情がよくなりまして、三十七年には求職倍率が八・〇、三十八年には七・二、三十九年には四・九というふうに非常に改善されたわけでございまして、四十年に入りましてやはり不況の影響を受けて二・六というふうに非常に倍率が高くなってきております。これで見てもわかりますように、中・高年齢者の就職は依然としてむずかしい。特に不況のときにはむずかしい状態になってまいりますので、私どもの雇用対策の重点は、どうしても中・高年齢者に重点を置かなければならぬというふうに考えておるわけでございまして。

○淡谷委員 いまの標準は五十歳以上ですね。その五十歳以上の人たちの就職した職種というのは、一体どうなっていますか。

○有馬政府委員 職種別の内訳は、整備しておりませんので、ちょっとごかんべん願いたいと思います。

○淡谷委員 これは労働といっても、いろいろありまして、非常にいいのいい労働もあるし、それからひどいところもありますから、やはり調べる場合は、景気がよくなった場合にたとえ雇用されても、中・高年齢労働者がどういふ場面で使われておるかということの調査が、やはり必要だろうと私は思うのです。(不可能だと呼ぶ者あり)不可能なんというたら労働を放棄しなければならぬ。

いろいろ申し上げましたが、求人者の隆路、求職者の隆路というのは、相当まだ根が深いものがある。特に、大臣の所信表明でもわかつておるとおり、過渡的には非常に労働力が過剰になるだろうというのが、いまその段階なんです。この不景気と労働力の需給の問題は非常に変わらぬと思うのです。一体この不景気は、今後どういふ見通しに立って労働政策を立てるか、これは大臣でなければできないと思いますから、大臣答弁でお願いしたい。いつごろから雇用状況が順当になっていくか。

○天野政府委員 当面の雇用の停滞に対処するためには、積極的な財政金融政策の推進によって、景気の回復と雇用の拡大をはかりつつ、中・高年齢労働者等の就職促進につとめるとともに、長期的な労働力需給の変化に即応して、産業及び労働面における構造的変化に伴う雇用に関する政策についての雇用審議会の答申を十二分に尊重いたしまして、総合的な雇用対策を積極的に推進する考え方でございまして、今年度の見通しとしては、現在の予算に組まれておる内容的なものは、この予算によりまして相当景気回復を刺激してやるといふ見通しでございまして、私たちのほうの期待しておる点は、大体今年度下期になれば相当軌道に乗るのじゃないか。そういう点で、ただいま申し上げましたように、前年度からの中・高年齢層等のあるいはその他の雇用関係の状態がずれてまいりますので、軌道に乗るのには、やはり今年度末期ごろにはならなければ、軌道に乗らないのじゃないかという見通しでございまして。

○淡谷委員 この所信表明に従いますと、はつきりした方向が出ておるのです。労働力の過剰から労働力不足へと移行しつつあるというのがある。これはいまの大臣の御答弁だと、来年度からになりますね。大体ことし一年は過程における雇用の停滞というふうにとらえて、雇用の停滞の上に立脚した労働政策を行なわれると私は思うのです。その点はいかがですか。

○天野政府委員 今年度中ではなくて、今年度中途ごろまでは停滞の状態で、中途以降においては相当伸びるのではないかと、そういう考え方であります。

○淡谷委員 過剰の場合と不足の場合とは、これは百八十度違いますからね。さっきのような十二月と二月の見通しの誤りもあるわけですから、これは見通しを誤った、雇用対策に非常な大きな狂いがくる。これは見通しの場合ですからあえて言いませんが、十二月までは、それならば停滞の形でいい。十二月以後は労働力の不足の方向に向かうだろう。これは学校卒業期とはずれていまから、あわててやりましてもなかなかおさまりがつかぬと思う。この点はどうですか。

○天野政府委員 まあ九月ごろから大体乗っていくのじゃないか、一応十二月までには相当乗るのじゃないかという見通しでございまして。

○淡谷委員 この見通しによって立てられる労働政策がはつきりしていませんと、思わざる事態ができてくる。たとえば、いま農村から非常に労働力を吸収しています出かせき労働者の問題です。これは職安を経由してこないのが多い。この実態は、土木その他の労働に従事しているようですが、職安を経由したのとしらないのと、どれぐらいの差があるか。数の上の差です。お調べになっておられますか。

○有馬政府委員 職安を通さないほうが多いので、なかなか調査がむずかしいのですが、主要府県を若干調査いたしました結果、推定できますことは、職安を通しておる状態は、現在二〇%から二四、五%程度ではないかと思えます。

經由しないでかつては農村から出かせき労働者を集めてくるというところは、何か法規上に違反するのじゃないですか。

○有馬政府委員 法規的に法制的に申ししますと、直接募集という募集形態がございまして、許可を受けて会社の責任で直接募集する場合には、これは合法的にできます。それから、あとは許可手続その他が不要な場合は、いわゆる縁故募集という形でございまして、この縁故というのは、親族、縁者を中心とした縁故を考へておられて、縁故募集の名のもとに手配師的な介在が許されるというわけではないわけではございません。

○淡谷委員 二〇%ないしは二五%が職安経由。あとの八〇%ないし七五%の雇用状況は、一体どうなっているのですか。いまの会社が許可を受けたいものなのか、縁故募集が多いのか。

○有馬政府委員 許可の件数は、ちょっと数字が違っておるかもしれませんが、非常に少なく、数十件程度じゃなかったかと思えます。したがって、残余の募集の形態としては、縁故募集という形が考えられるわけではございますが、その他はいわゆる募集あせん人あるいは手配師というよりもぐり形態の募集方式が相当横行しているのではないかと、かように考えております。

○淡谷委員 これは大臣、ちゃんと国が職業紹介所をつくって、職安法をつくってにおいて、そのうちもくついているのが七五%という事態は、放置できない状態じゃないですか。もしも職安そのものに何らか、これを逃げなければならぬ欠点があるなら、あるいは労働政策の上で誤りがあるとするならば、すみやかにこれは是正しなければならぬ。ただ景気がよくなつてくれば労働者がどんどん採るのだから、かつてに行つて募集してくれというところになれば、人買いになつちゃうと思うが、この状態を許しておけまじょうか。もう対策をはつきり立てなければならぬと思うのですが、その対策についてお聞きしたい。

○天野政府委員 実はこれが非常に問題でございまして、それではそのもぐりでやるものを厳重

処断するかということになります。なかなかその把握がむずかしいというふうなことがございまして、できることなら使用者側のほうでそういう違法行為を犯してまで持つてくるものを使うことをやめてほしいというふうな考え方をいたしました。実は今日の二日に、建設業関係の団体の責任者並びに大手筋の業者の代表的な方々にお集まり願ひまして、この問題を協議いたしたわけでありましたが、正式ルートを通さざるためにいろいろな問題が派生して出てくるわけでございますので、その点もはつきりしない、いろいろな派生する問題を押えることも困難だと思ひまして、これは前向きで強力な立場で是正する方向に進んでおりますので、その点御了承願ひたいへんつけようだと思つております。

○渋谷委員 このもう雇用の実態が暴露されているというの、賃金不払いの問題です。賃金不払いの問題につきましても職安を経由してないもので、基準局長はじめ苦勞されてるようです。特にその実態を申し上げます、下請制度なんです。もう名だたる有名な土建会社がたくさん下請業者を使つています。下請業者が下請業者にとどまつていくうちにいいけれども、さらにこれは現場のタコ部屋みたいなところまでいって下請が進んでいってしまつて、もう末端には全く近代的な雇用条件を欠いてる例が多い。こういう例で出てきておる件数も相当あると思ひますが、そのデータができていくかどうか。

○村上(茂)政府委員 賃金不払いにつきましては、遺憾ながら相当な件数に達しております。ただいま政務次官から御答弁がございましたように、建設業界の代表的な方々を招きまして、賃金不払い等について強く改善方を要請したのであります。その件数は毎年三カ月に一回ずつ調査いたしております。

昭和四十年九月現在におきまして建設業関係の賃金不払いは、千六百十三件、対象労働者は一万二千二十五名、未解決金額は一億六千七百二十六万円という数に達しております。しかし、これは

解決に努力して残つた件数でございます。試みに年間の賃金不払いを建設業について見ますと、昭和三十九年七月から昭和四十年六月までの間、八千六百四十二件、その中で支払わしめた件数が七千九百九十六件、残りが未解決として千四百四十六件残つた。これが四十年六月現在の数字でございます。金額にいたしますと、年間六億八千二百六十三万円、こうなつております。しかしながら、この不払い事件を通じて見られます特徴は、一件当たりの金額がいしは一人当たりの金額が、かなり零細であるということでありまして、いま申しました六億八千二百六十三万円、これを先ほど千四百九十九人となつておりますが、この関係から一件当たりの金額を出しますと、七万九千円、一人当たり平均金額は一万五千円という金額になつております。この平均値から見ても推定できますように、農繁期を控へまして労働者が帰郷を急ぐといった最後の一カ月分の賃金の支払いがなされなかった、そういった出かせぎ労働者特有な事情からして、ごく零細ではありますが、取り残しの金額がかなりあらわれておる、こういうこととでございます。

これは渋谷先生きわめてこういった事情を詳しく御存じでございますので、私から申すまでもないと思ひますけれども、このような一件当たりあるいは一人当たりの金額から見るときわめて零細であるという事実にかんがみまして、これをもちまして原因が、かりに下請のまた下請業者であつても、その者の個人的な責任ではありますけれども、何とかいたしまして、その上の元請業者が社会的な責任なり社会的な立場からこれを代替して扱うような措置が講ぜられないものかというふうな私どもは考へておりました。過般の建設業界に対する警告におきましてこの点とく要望いたし、従来事実上第一線の監督等では、元請にも働きかけまして、事実上支払つてもらふというふうな処置を講じておりましたが、さらに業界全体における深い理解と積極的な協力態勢のもとでこうい

た措置を進めさせていただきたい。また、飯場等につきましてもいろいろな問題を生じております。これにつきましても、第二種事業付属寄宿舎という観点から、さらに是正を要する点が少なくございませぬ。こういったいろいろの問題を踏まえまして、一方においては業界にきびしく警告いたしますと同時に一斉監督を行ないまして、監督と実態調査をさらに深めたい。これは出かせぎ労働者がある時期でなければ監督調査をいたしても効果があがりませんので、その時期を見計らいまして、一斉監督を実施いたしまして、監督とともに将来の改善策をとるための資料を得たい、かように考へておる次第でございます。

○渋谷委員 これは私も知つていますが、基準局長にもずいぶん苦勞かけましたから、基準局長がずいぶん苦勞されておることはわかつております。ただし、もう基準局で扱つた数だけでもこれくらいにのぼるということは、泣き寝入りになつておるのがまだ多いということなんです。特に末端のタコ部屋的な労働管理では、刑事問題になるような事件も相当起こつておるわけなんです。こういう事例はお調べになつておりませんか。

○村上(茂)政府委員 ただいま先生御指摘のような問題も考へられ得るわけでございます。私どもといたしましては、労働基準法の立場からいたしますれば、強制労働の問題、それから中間搾取の問題、労働基準法第五条及び第六条の関係が問題になるわけでございます。私もといたしましては、こういった問題が生じた場合にはきびしくこの問題をただし、司法処分を付するという態度をもつて臨んでおりますが、御参考までに昭和四十年の実績を申し上げます、中間搾取という観点から送検をいたしました件数は二十三件、その中で建設業だけをとりましますと十四件という数になつております。強制労働なりあるいは中間搾取につきましましては、御指摘のようになかなか表面上目につかないような環境のもとにいろいろなことがなされておるもので、努力をいたしてありますが、把握漏れがあるのではないかといたします。

をおそれおるわけでございます。しかしながら、私どもは一方においては、この問題の重要性にかんがみまして、問題を処理する場合にはできるだけ証拠をあげまして、これは事実を確認し、証拠をあげませんと、強制労働なりあるいは中間搾取に関する事実をいたしまして司法処分を付するということとはなかなか問題が起りやすいという観点から、事実調べといったような点にも留意いたしまして、行政の一つの大きな重点として従来扱つてきたわけでありましたが、今後も一そう努力したいと考へておる次第であります。

○渋谷委員 これは実際の状況を調べてみますと、強制労働、中間搾取だけでなく、非常に前近代的な暴行が相当多い。これなども今後ひとつ基準局のほうでも十分に監督していただきたい。同時にこれは政務次官にお聞きしたいのですが、いまの建設業者などにこういう制度をなくするように要請して、このほうがやつかいじゃないか、また、いざというときには責任をのがれられますから、大きい業者ほど、いまの機構上下請を使つて、これを全然禁止するということとは不可能に近いと思ふ。この辺でひとつ下請業者のほうにきつた規制なり、あるいは下請業者に対する、末端の飯場労働に対する規制なり、出かせぎ労働者の問題に根本的に法的に対処するような姿勢ができておるかどうか、これをひとつお聞きしたい。

○天野政府委員 これは、考へはあるのですけれども、どうもここで私の個人的な見解を述べてもどうにもならない。強力に行政指導をしていく以外にいまの段階では処置はない。たとえば、元請業者が全責任を持つような法改正をやつたらどうかというふうな意見もありましたが、これもいまの段階では非常にむずかしいようでございます。そういう点で、先ほど申し上げました業者との懇談会におきましては、私これは個人の意見で申し上げたのですが、職安法あるいは労働基準法の関係で違反を起こした者は仕事から放逐するという処置をとつたらどうか、たとえば、一流業者の末

まして監督を実施するといったような手続をとつ

れは労働基準法の全面適用になるといふこととでど

さいまして、先ほど申しました防衛施設庁が介在いたします場合には、防衛施設庁がいわゆる労働基本契約によりまして、さらに具体的な内容は就業規則で定めるとか、いろいろな手だては講じますが、それでも、そうでない場合におきましては、それだけの実情に應じて契約を通じて雇用関係が成立し労働基準法はそのまま全面的に適用する、こういう関係になっております。

○浅谷委員 これは基準局長に率直にお答えを聞きたいと思うのですが、さっきの間接雇用ですら基地内の労働者に対しては十分こっちの権限が働いていないでしょう。まして米軍が直接雇用した場合、具体的に基地内における労働者に基準法の発動を十分にできますか。これは理屈の上ではできるが、具体的にできていますか。

○村上(茂)政府委員 先ほど申しましたように、いわゆる基地内には施設内におきます裁判権の問題、強制捜査の問題については制約があるわけでございます。しかし、それ以外のものについては制約がないことは当然でございますので、基地内はどうかと言われました場合には、いまお答えした前者の形になろうと思ひます。

○浅谷委員 大体駐留軍の労働者というのは、基地内で働くのが多いのです。非常にきびしいアメリカの慣行か、アメリカの規律かによる規制を受けている。同じ日本の労働者が、五万以上の者が日本労働法、基準法に定められた保護の外にあるという事は、これはやはり考えなければならぬことだと思います。次官、いかがですか。

○田中委員長 委員長から申し上げますが、本答弁は非常に重要な問題ですから、後刻労働大臣が御出席の節に答弁していただくことにいたします。

○浅谷委員 ではもう一つ、これはまたあとで労働大臣にしっかり詰めてみたいと思うのですが、LSTの乗り組む員の問題が出ましたが、あれは労働省で把握しているのですか。

○有馬政府委員 LST関係の乗員の問題は、私のはうでは把握しておりません。

○浅谷委員 これはどういふわけなんです。運輸

省が労政を担当するのですか。たぶん運輸省がやるのだとおっしゃるでしょうけれども。

○有馬政府委員 LSTの乗り組む員は、これは船員扱いでございますが、船舶が外国船舶でございますので、またこれは日本の船員法の適用を受けないというふうに相なるうと思ひますが、私も安定機関を通じて就職のあっせんをする立場でございますので、今日までのところLSTの乗り組む員について安定所があつてを申し上げておる事例がないという意味で承知してないというところでございます。

○浅谷委員 これは所管が運輸省かもしれませんが、これは大臣に御答弁願ひたいのです。さっきと同じですが、労働者がある場合は労働省の労働政策のもとにあり、ある場合は運輸省の労働政策のもとにあるという事は、これは明らかに労働の分業じゃないですか。政務次官、どうお考えになります。委員長の御配慮のように、あとで大臣が来た場合にというなら、それでよろしいが、答弁できるなら答弁していただきます。

○田中委員長 本件も先ほどと同じように扱いたいと思ひますから、御了承願ひます。

○浅谷委員 さらに、日韓条約の発効によりまして、保税工場というものができますね。日本の部分品が韓国に持ち運ばれて、そこでその部分品が完成されるわけです。その場合に、これは韓国にある工場ですから、ここへ日本の労働者が出向くことはいいでしょうが、韓国の労働者の賃金は非常に安いので、韓国人労働者を入れて、安く完成するというのがねらいらしいのです。関税なども出さないでやろうというのがねらいらしい。その場合に、日本の製品ですから、日本から若干熱線工が行くことがあり得ると思うのです。LSTという船の上でさき労働省の労政監督権が発動しないとしたならば、まして韓国における保税工場に発動するわけでもないと思うのですが、こういうところの労働者は一体どうなりますか。

○有馬政府委員 外国で働く日本人労働者の問題でございます。韓国で労賃が安いために、日本

から部品を持っていつて委託加工するという形が考えられるわけでございますが、私もどしどしでは、日本の雇用市場に悪影響があるという場合には、そういった委託加工方式そのものを、通産省に申し入れまして、通産大臣の承認の場合にチェックをしてもよろしい、こういうふうな考え方で進みたいと思つております。

○浅谷委員 どうもまだはつきりしないのですが、一体韓国における保税工場というのは、日本の権限がどれだけ及ぶのですか。これは端的に申し上げますと、昔は安い労働者を日本へ連れてきた。今度は連れてくるのはやっかいだからというので、保税工場という従来例を見なかつたような工場形式をとりまして、無関税のものを向こうへ持ち込んで、ここで工場をやるといふことになりました。と、基本的な性格はどうなりますか。日本の工場になりますか、韓国の工場になりますか。これは労働省には無理でしょう。しかし、開港として、やはり大臣からはつきり見解をお聞かせしておきたいと思ひます。

○有馬政府委員 御指摘のように韓国の工場でございますが、労働問題といたしましては同じような影響があるわけです。労働力を持つてくる場合と、仕事を向こうへ持つていく場合と、実態は同じような関係でございますので、先ほど申しましたように、日本の雇用市場に非常に悪影響が出るというふうな場合には、そういった委託加工貿易そのものに対して、通産省に申し入れをしてチェックをしてもよろしい、そういう仕事の出し方をしてもらわぬようにしてもよろしいと考えて方でございます。

○浅谷委員 これは国際的な関係を生じた雇用問題ですから、これは日本の国内に來るだけでなくて、非常に労働者の生活には影響があると思うのです。これなども将来どうするかということも基本的に考えておきますと、たいへん複雑な問題が出てまいりまして、いまでも複雑な情勢にある日本の雇用状態をますます複雑にするおそれがありますから、これは一括してこの次に大臣にお聞

きしたいと思ひます。

そこで、ひとつ基準局長にこれまたお聞きしたいのですが、日本の軍需工場と称されている工場も、端的に言うならば、新三菱の航空機製造工場、その他韓国に戦車を出しているのがありますね。こういう軍需関係の工場に自由に立ち入って調査する権限を現在のところ持つていらっしゃるかどうか。

○村上(茂)政府委員 私ども、御承知のように、生産品の種類によつて監督を差別するとかそういうにはいたしておりません。国内にあります工場、事業場でございましては、検査、監督等の権限を有するといふふうに考えております。

○浅谷委員 従来そういう工場などで、何か兵器の機密に關するからというので断られた実例はありますか。

○村上(茂)政府委員 問題は、労働基準監督の問題かと思ひますが、監督官が調べますのは、賃金台帳とか安全衛生の見地からの問題でございます。そういう製品を、どのようなものをつくつてゐるかといったような問題は、労働基準法外の問題が多からうと存するわけでございます。いままで寡聞にして、私はまだ断られたという事は承知いたしておりません。

○浅谷委員 調べようとされたことはあるのですか。

○村上(茂)政府委員 軍需品をつくつておるかどうかというより、観点からの調査とか監督はいたしません。これは権限外の問題でございます。

○浅谷委員 これはアメリカの例をとつてもわかりませんが、時代はもう明らかに、産業と軍需が依存体制をとつてきたわけです。したがって、日本における国内の兵器生産といふものはだんだんその機密性を増して、あるいはこれを外部から遮断するという方法などもとられるおそれが随時あらわれてきてゐる。これは調べようとしなければ断られることもないでしょうけれども、会計検査院などでも若干こぼしていたことがある。防衛庁の内部の機構を若干調べようとすると、これ

は軍事機密上の問題だからやめてくれということもあるらしい。これははっきり申し上げます。ですから、いずれ小きくつたとか被服だとかしか調べられないといっている。少なくとも軍需産業などが相当になされておる場合、これはいままから基準局、労働省全体が、労働者保護の立場から自由に入り検査する権利というものはあくまで持っているという心がまえを持っていたべきだと思いますが、大臣、どうですか、その点の心がまえを聞かせていただきたい。

○天野政府委員 ただいまの御質問ですが、現在の段階では各法律を施行するのに支障はないようでございます。自今そういうものももしかりにあるような場合には、適切な処置を講じたいと思っております。

○渋谷委員 最後に、もう一問お聞きしておきますが、ここに最初に引きました大臣の所信表明の「過程における雇用の停滯」ということがありますが、同時に賃金の問題も関係があると思うのですが、一体物価の上昇と賃金の上昇とはどちらが先ですか。時期的に具体的にデーターによって出していたら、答弁によってこの次の質問をしますから、データーによって出していたらいいです。

○村上(茂)政府委員 賃金の上昇と物価の上昇がどちらが先であるかというところは、表面的に解釈いたしますと、そのような御趣旨かと存じますが、一つの経済現象といたしましてどっちが先になるべきかという法則性の確認というものは非常に困難でございます。ただ、数字のことは……。

○渋谷委員 ちよつと待ってください。私の質問の趣旨が取り違えられているようですから……。私の言うのは原因結果論じゃないですよ。データーの上にあつた賃金上昇と、データーの上にあつた物価の上昇がどっちが先になつておるか。これは理屈から言へばはっきり対立するから、データーでいきましょ。

○村上(茂)政府委員 これは労働省の毎月労働統計調査あるいは総理府統計局の小売物価統計調査等の資料によりまして申し上げますと、三十五

年を一〇〇としたしますれば、賃金の指数は、全産業でその後三十六年は一一・三、三十七年は一二・七といふやうに上がつてまいりまして、直近の資料といたしましては、昭和四十年の一月十一月の数字を申し上げましたれば一四八・五と、全産業の賃金指数は上昇いたしてあります。これに對しまして消費者物価指数は、同じく昭和三十五年を一〇〇としたしますと、これも三六・七、八年とやや微増と申しますか、かすかに上がつてまいりました。この三三年の間にかなりの上昇を見せまして、昭和四十年一月から十月までの指数を申し上げますと、全産業の賃金指数は一四八・五、消費者物価指数のほうは一三五・一、こ

うふうな形になつておりました。この間の上昇傾向は必ずしも同一でございせんので、先ほど御指摘の点につきましても、いずれが先かあとかといったような点については、はなはだお答えが困難であるということも御了承いただきたいと存じます。

○渋谷委員 最終的な物価の指数は、ごく新しいところで幾らになつていますか。

○大宮説明員 消費者物価につきましては、本年の一月分まで全都市平均が出ておりますが、それによりまして、一月の消費者物価については、前年の一月と比べて五・六％の上昇でございまして、また、東京都の分につきましては、本年の二月まで出ておりますが、それによりまして、前年の二月に比べて六・一％の上昇といふことになつております。さらに、卸売物価につきましても、一月分まで出ておりました。これは前年の一月と比べて二・三％の上昇となつております。

○渋谷委員 三十六年を一〇〇とした指数をお話し願ひたい。

○大宮説明員 現在の指数はいずれも三十五年を一〇〇としておりますので、若干お時間をいただければ三十六年に計算し直しますが、三十五年を一〇〇としたしますと、先ほど申し上げました消費者物価の本年一月の指数については一三八・五、それから東京都の二月の指数は一三八・八、さら

に卸売物価は一〇四・三でございまして。

○渋谷委員 大体それは、一月の米価の値上げ、今回の鉄道運賃の値上げなどのデーターは入つてないデーターですね。

○大宮説明員 消費者物価の一月分及び二月分にはすでに消費者米価の改定分は入つております。また、運賃の改定分はまだ入つておりません。ただし、私鉄の運賃の値上がり分は、すでに前に実施されておりますので、この中には入つております。

○渋谷委員 そこで、これは、前後の関係はまだまだ議論がありますけれども、あとでまた申し上げますが、物価の上昇といふことは賃金の実質的な引き下げだといふこと、これはわかりません。これはもう常識ですから、当然の話だろうと思ふ。そうしますと、やはり今後における労働問題の重点は、物価の上昇に伴つて賃金をどう引き上げたか最も合理的かといふことにしほられてくると思ふ。これはさっきの雇用関係にも関係ありますけれども、その点に非常に労働行政の本質が出てくると思ふ。これに対する大臣の所見などは、この次に一緒に聞きましょう、基本的な問題です。

きょうはいろいろ申し上げましたが、まだ労働問題の一般の取り上げ方においてはたくさん問題点が累積しております。きょうは労働大臣も見えにありませんし、きょう提起しましたいろいろな問題、さらにお出しを願ひなかつた各種のデーター、これはすみやかに提出方を委員長においてお計らいの上、あらためて大臣御出席の上で質問を継続したいと思ひます。本日はこれで終わります。

○田中委員長 吉村君。

○吉村委員 きょうは、労働行政の権威者であつてきわめて高邁な識見を持つておる天野次官がおられますが、実は私は天野次官とは同じ選挙区でございますので、その高邁な識見等については後日承ることにして、きょうは、大臣不在ですので、最賃法の問題についてこの前の委員会ですすしく労働省の方針等をお尋ねしましたが、なおその際最終的に質問を保留しておきましたので、このあと

大臣が出席をされておる時期に質問を続行したいと考えています。それに先立ちまして、その際に時間をできるだけ節約するという意味で、実は局長のほうから、きわめて断片的に質問をしますので簡潔に御答弁をいただきたい、こう思ひます。

第一番目は、この前私が最賃法の問題についていろいろ質問をしたその当日、大臣が労働組合の代表の方々と會つて、最賃法に対する労働省の見解等のやりとりがあつた模様です。その際村上基準局長も同席をされておつたと思ひますから、その経緯について、これから少しく問題になると思ひますので、お尋ねをしたいと思ひます。

一つは、こつちの事実があつたかどうかということ。今回、中央賃金審議会のほうに二十六号条約に合致するやうなものをつくつてもらいたいといふ諮問をした、これに對して組合側のほうの代表は、これは白紙諮問といふのはけしからぬではないか、この点は私も再三強調しましたけれども、そういう意見が述べられてやりとりがあつた際に、最終的に大臣が、もし中央賃金審議会のほうで希望をされるならば労働省としての見解を表明してもよろしい、こつちの趣旨の答弁を求めたいと思ひます。

○村上(茂)政府委員 この前の会合のときには、そういうお答えがなかつたように私は記憶いたしております。

○吉村委員 再度確認をします。組合側の代表とのやりとりの中で、白紙の諮問といふものは問題ではないか、こつちのやりとりの中で、もし中央審議会のほうで要望されるならば労働省としての見解を表明してもよろしい、こつちの答弁があつた、こつちのやりとりの中でありますけれども、ないといふことですか。

○村上(茂)政府委員 大臣は、いま中央最低賃金審議会で御検討いただいておりますのであるから、労働省側から具体的な意見を述べるといふことは、むしろ適當でないじゃないかといふ点を申し上げます。たつたにこつちの私どもも理解いたしております。

○吉村委員 そうすると、私が指摘をしたような事実はないということに尽きますね。

○村上(茂)政府委員 この前の会合では、そのような明確な御発言がなかったように私は存じております。

○吉村委員 この前のというのは、私が冒頭に申し上げましたように、前委員会の当日です。それから三月の一日のことです。

○村上(茂)政府委員 速記をとっておりませんが、その事実を確認するわけにはいきませんが、私もとしましては、そのような、審議会から求めがあれば労働省の見解を明らかにするという御発言はなかったように私は記憶いたします。

○吉村委員 わかりました。

それでは、その場合の局長の言う委員会というのは、基本問題小委員会を含めてという理解でよろしいですか。

○村上(茂)政府委員 いま申しましたような趣旨の発言がなかったのではありませんから、総会たる審議会が小委員会であるか、これはちょっとわかりません。

○吉村委員 第二番目。大体労働省としては、いままで最賃法の実施三カ年計画の中で、約五百万人の適用者ということになるわけでございますけれども、労働省として最賃法を適用せしめなければならぬと考えておいた労働者の数というのは、大体どのくらいに考えておりましたか。

○村上(茂)政府委員 労働省の見解と申しますよりは、中央最低賃金審議会の答申の中に、最低賃金制を普及せしめるべき業種といたしまして重点業種を御指摘になり、それについて一定の目安を定めて最低賃金制を普及するように答申でお示しがあったのであります。そういう意味で、中央最低賃金審議会の答申によって予定されております労働者の数は、昭和四十一年度末現在におきまして五百十三万程度というふうに予定をいたしております次第でございます。

○吉村委員 大体中小企業関係の雇用労働者というのは千三百万くらいになるかと思うのですけれども、

でも、そうしますと、その全部が最賃の適用というところではないにしても、五百十三万の方々を除いた人たちは、これらについては、労働省としては、最賃法の関係は一体どういうふうにしようとしておられるのかという方針はないのですか。

○村上(茂)政府委員 労働省といたしましては、いわゆる低賃金労働者の労働条件改善という観点から深い関心を有しておられるわけでございます。ただ、最低賃金制度の扱い方を振り返ってみますと、当初は、むしろ日の当たらない産業について考えるべきではないかといったような観点から、四つばかりの業種を対象にして最低賃金実施の可能性を調査したり、検討したことがございました。しかしながら、かえって、そのような産業について最低賃金制を手始めとして行なうことについては、いろいろ問題があるではないかというふうな考えもございまして、それについては具体的な結論を得なかった。そういういたしまして数年を経過しました後におきまして、実効性ある最低賃金制を普及するためにどうしたらよいかという観点から、昭和三十八年に中央最低賃金審議会の答申があったわけでございます。

そこで、いろいろな進め方はございますけれども、いわゆる重点対策業種として、同じ中小企業の中にありまして、国という立場から最低賃金制度の普及が望ましいという業種を取り上げまして、それに対して定めた目安に適合するような最低賃金制度を確立していこう、こういう考え方を持ったわけでございます。

そこで、先生御指摘のように、中小企業の総労働者数は千三百万程度であらうというふうに言われておりますが、その中でいわゆる重点対策業種として考えられますものは四百九万九千、まるめて四百十万程度でございます。その重点対策業種以外の業種に属する労働者の数は、九百十八万というふうに私どもは踏んでおるわけでございます。先ほど申し上げました、昭和四十一年度末現在におきまして五百十三万の労働者に最低賃金を適用したいという、その内訳を見ますと、重点

対象業種については三百八十九万。先ほど申しました四百十万に対する比率は九四・九％というところでございます。いわゆる重点対象業種についてはほとんど最低賃金制を実施する、こういう形に持っていきたい。それに対して、重点対象業種以外の業種については、百二十四万人程度に對して最低賃金制を適用したい。この比率を見ますと一三・六％というふうに、非重点対象業種につきましてはかなり低い比率でございます。そこで、非常に困難ではございますが、このような非重点対象業種に対して今後どのように最低賃金制を適用していくか、普及していくかということに非常に大きな問題があらうかと存するのであります。この点につきましては、過般大臣からも御答弁申し上げておりますように、昨年八月に中央最低賃金審議会に對しまして、最低賃金制度の基本的な検討をお願いしておりますので、そういう問題もあわせて御検討いただくというふうに考えておる次第でございます。

○吉村委員 この非重点業種というもののの中に、サービス業関係は相当含まれておると理解してよろしいですか。

○村上(茂)政府委員 いわゆるサービス業の中にも各種の業種がございしますが、たとえばクリーニング業、理容業、美容業といったような事業は重点対象業種の中に入っております。

○吉村委員 その次にお尋ねしますことは、労働組合の側としては、現行最賃法そのものが、きわめて低賃金の温床的な役割りしか果たしていない、言いかえると最賃法たるていをなしていない、そういうことでこれを改正して、本来の最賃法を実現するために長い間運動をしてきた、あるいは国会等でも議論されてきたことは局長御存じのとおりです。そこで、本年におきまして、この最賃法のはんとうのものを法制化すべく、ことしの春の組合側の闘争の中で、特に最賃法のために近い時期にストライキをかけてでも政府側に反省を求めなければならぬ、こういう方針を打ち出して

おるのでありますが、これに對して労働省の考えはどうですか。

○村上(茂)政府委員 最低賃金制度については、いろいろ意見がございまして、労働組合側におきましても承知いたしております。しかし、先生が御指摘のような御意見が、有力な労働組合側から強く主張されておられることは事実でございます。これに對しまして、私もといたしまして、従来できるだけ接触を保ちつつ、十分御意見を伺いながら今日まで至つておるわけでありました。ただ、御存じのように、いわゆる春闘と称せられます労働運動の展開の中におきましていろいろな問題でございますので、最低賃金制を目標とするストを実施するということも何一つありません。また、はたしてそれだけのものであるかどうか、その実態を十分判断いたしませんと、軽々に結論を出すべき筋合いのものではないというふうに存じております。しかし、いずれにいたしましても、労働者側におきまして非常に強い要望がございましては御指摘のとおりでありますので、労働省としては十分真剣に、そのような御要求には対応いたしまして、できるだけの措置をいたしたいと存じておる次第でございます。

○吉村委員 その次に、最賃法の問題の中で、これは聞くところによるとでありますけれども、もし政府が旧来どおりの頑固固陋な態度で終始していきとすれば、中央最低賃金審議会の労働者側委員、地方最賃審議会の労働者側委員、これらを総引き揚げをする、こういう方針も議論されておるやに聞いています。そういう方針も議論されておるやに聞かれました。そのうち、この間答申をいただきました五百十三万人適用の目安の問題等々からんで相当労働行政は渋滞をする、こういうふうな予見をされるのであります。その点について労働省の見解はどうですか。

○村上(茂)政府委員 それぞれの立場がございしますので、要求という形でいろいろお話がございします。しかし、私どもは、最低賃金制度の問題にいたしまして、たとえば決定方式の問題もあれば、

最低賃金の額の問題もあり、いろいろ検討すべき内容があらうと思つております。御要求は御要求といたしまして、さらに十分話し合うべき問題が多々あるのではないかと、いろいろに思ひます。したがひまして、さらに意を尽くしまして十分話し合ひを継続していきたい、かように考えておるわけでございます。いろいろ方針はおきめになつておるようでございまして、なおかつ、この種労働問題につきましては、十分話し合ひをしつつ問題を進めていきたいと考えております。

○吉村委員 これ以上は方針上の問題になりますから次回に譲ることにしますが、ただ、どうしても一言申し上げておきたいと思ひますのは、村上基準局長の先ほど来の答弁を聞いてみると、労働者側の本問題に対するところの要求の深刻さをあなたは十分把握していない。いままでも、最賃法の問題についていろいろ闘争が行なわれました。単に最賃法だけではない、その他の目標も掲げておりましたので、この程度の理解でございまして、本年度の情勢はそういう状態ではない、もっと深刻なものがある。なぜならば、これは三十九年、四十年におけるところの労働大臣、大橋労働大臣、当時の言明あるいは石田労働大臣等の言明、こういう経緯を経ておりますから、したがつて、あなたの方のほうでも国会の答弁の中で、ILO二十六号条約に合致をしたという答申を期待する、すみやかにという表現もとられるようになってきたわけです。ですから、いま労働者側が考えておりますのは、労働省がもつと真剣にこの問題と取り組んで、労働行政の最高責任者としての労働大臣が今回の諮問をするにあつては、現行最賃法のこういう点の問題だと思つて、ここをこういうふうな検討してもらふとか、そういうふうな方向を打ち出してしかるべきではないかという意見がきわめて強い。それが白紙諮問をしておる。

こういう状態ですから、これは見ようによつては、労働省としては最賃法の問題については遷延をして、時間かせぎをやつていこうとする意図がきわめて強いという認識をとつておる。この認識は、私は当然ではないかと考えております。しかし、いまの局長の答弁では、そのような深刻な事態に対する認識が非常に甘いように私は受け取らざるを得ない。ですから、現在の情勢の中で労働省側としてとるべき道は、とにかく白紙諮問という無責任な態度をやめて、何らかの意向——労働省としてはかくかく考えるということ、すみやかにということはいつごろまでの時期を期待するのだ、こういう程度の責任ある態度を明確にしなれば、事態は非常に紛糾していくであらうということをおのづかひに申し上げて、あとの質問は次回に譲ることにします。

○田中委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十七分散会

社会労働委員会議録第三号中正誤

ペシ 段行 誤 悲慘 正

同 第四号中正誤

ペシ 段行 誤 為政者 正

同 第五号中正誤

ペシ 段行 誤 諮問 正

ハニニ 諮問 誤 諮問 正

九二四 重体 誤 重大 正

一五 末七 誤 さへ さへ

